

## 企業寄附促進特例税制による減免額のモデルケース

法人市民税額	減 免 額		
	寄附金額の合計が 1万円の場合	寄附金額の合計が 10万円の場合	寄附金額の合計が 30万円の場合
5万円	1,300円	1,300円	1,300円
10万円	2,500円	2,500円	2,500円
50万円	6,900円	12,500円	12,500円
100万円	6,900円	25,000円	25,000円
500万円	6,900円	69,000円	125,000円
1,000万円	6,900円	69,000円	207,000円

(注1) 寄附金額の69%に相当する額と法人市民税額の2.5%に相当する額のいずれか小さい方の額が減免額となります(100円未満切上げ)。

(注2) 法人市民税額は、均等割と法人税割の合計額です。